

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「研究費の不適切な経理が確認されていることについては、その原因究明を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更し、評定の再考を願いたい。</p> <p>【修正文案】 「研究費の不適切な経理が確認されているところではあるが、先の事案への対応を参考としてその原因究明を行うとともに、不正防止計画の見直しを図るなど、年度当初から積極的な取組が認められる。引き続き、再発防止に向けた取組を行うことが期待される。」</p> <p>【理由】 本学では、平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果において、課題として指摘された医学系研究科の研究費の不正使用を踏まえ、速やかにその原因究明を行った上で、課題として取組み、不正使用防止のための取組を徹底して行っている(「平成23 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」31頁に詳細を記載。以下〔参考〕参照)。その結果、平成22年度以降に、新たに不適</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。 なお、評定については、原案のとおりとする。 『平成23年度実績のうち、下記の事項が注目される。</p> <p><u>研究費の不正使用防止については、従来からの取組に加え、教職員全員からの誓約書の提出の義務化(採用時の誓約書にも明記)や氏名を公表することを基本とした厳しい処分を行う旨の関係規則改正、新幹線等の使用済切符や宿泊先の領収書の提出の義務化等の取組が行われている。</u></p> <p>平成23年度実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p><u>上記のとおり、研究費の不正使用防止について、注目される取組が行われているものの、過年度における研究費の不適切な経理が平成23年度中に新たに確認されていることから、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 平成23年度において研究費不正防止に向けた種々の注目すべき取組が行われていること、また、今回確認された事案が過年度の経理に関するものであることを明確にするため。 ただし、評定については上記の取組が行われていることとは別に、不適切な経理が新たに確認されていることから、原案のと</p>

切な経理は行われておらず、着実な成果がでてい

る。以上のことから文案の修正を申し立てるものである。
なお、平成23年11月に1件の不適切な経理事案の調査報告をしているが、これは平成17年以前の事案によるものである。

〔参考〕報告書に記載の取組状況

○研究費不正使用防止のための着実な取組
(関連年度計画：28-1-2)

平成22年度に引き続き、研究費不正使用の再発防止を推進するために、次のとおり再発防止策を実施し、教職員の公的資金使用に対する意識改革を行うとともに、不正使用防止体制の強化を図った。

1 教職員の研究費使用に関する意識改革の徹底

①公的資金使用にあたり、本学における手続きの基本ルールをまとめた再発防止のためのリーフレット「研究費使用ハンドブック」を8月に作成し、教職員、TA、RAなど本学構成員全員(約9,800名)及び取引業者(約1,000社)に配付するとともに、大学ホームページにも掲載して広く周知した。

②教職員から研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を提出させるとともに、新規採用の教職員に対しても、採用時の誓約書の中に不正使用を行わない旨の内容を追加して提出させることとした。

③研究費等の不正使用に係る規則を改正し研究費の不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とした厳しい処分を行うこととした。

④教員を対象とした公的研究費の不正使用防止に関する研修会を実施した。

⑤新規採用の教職員に対する採用時の周知事項として、研究費の不正使用防止、給与の一部戻しの排除、内部通報制度の積極的活用等の不正使用防止に係る内容をまとめるとともに、当該事項について遺漏なく説明するよう各部局に周知徹底した。

おりとする。

なお、評価委員会においては、

① 従来から大学・研究機関において、研究費の不適切な経理の問題が度々発覚し、不正使用防止のための取組を求めてきているところ、依然として不適切な事例が繰り返されているなど、抜本的な改善がみられないこと。

② このことを踏まえて、文部科学省が平成23年度において実施した調査の結果、相当数の法人において不適切な経理が確認され、その中には数年も前の問題が最近になってようやく把握された場合も多いこと。

③ 政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成22年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」において、最近においても複数の法人において公的研究費の不正使用が指摘されていることから各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について引き続き必要な改善を促すべきである旨、求められていること。

④ 例えば科学研究費補助事業の補助総額の6割以上を国立大学法人が占めており、この問題が公的競争的研究資金制度の在り方の根幹にも関わるものであること。また、国立大学法人の収入に占める公的競争的資金等の占める割合も年々高まっており、法人運営上大きな位置づけとなっていること。

⑤ このような不適切な経理が国立大学法人全体として続く状況が国立大学法人の運営や広く大学に対する社会的信頼を失いかねない極めて深刻な課題であることを重く受け止めていること。

などに鑑み、今回特に厳しい姿勢で評価を行っているものである。

⑥新規採用者（特任教員及び特任研究員を含む。）や研究室の非常勤職員を対象に研究費の不正使用防止、給与の一部戻しの排除、内部通報制度の積極的活用などについての研修会を実施した。

⑦平成22年度に引き続き、競争的資金を獲得した教員約2,700名を対象とした公的研究費の取扱いに関する理解度チェックを実施した。

2 不正使用防止に係る制度の見直し

①研究費の適正な運用・管理を行うため、「国立大学法人大阪大学競争的資金等不正使用防止計画」を見直し、「国立大学法人大阪大学公的研究費不正使用防止計画」を策定するとともに、各部局に周知し、大学ホームページにも掲載した。

②外国出張に係る旅行事実の確認を強化するとともに、事後において地域別に出張旅費を一覧にし、疑義のあるものについては旅行会社に直接事務部から連絡し、適正な旅費の支出か否かの確認を行った。

③事務部門による納品確認や支払チェックの際に、資金の目的に鑑み、教育・研究等に関連性がないなどの疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行った。

④各部局のタクシー利用に係る内規等を整備するとともに、受払簿による管理の徹底やタクシー利用の妥当性の確認の厳格化など、タクシー利用の厳格な管理・運用を行った。

3 再発防止のための組織体制の強化

①監査体制の強化のため、監査室に職員2名を増員して配置した。

②通常監査及び特別監査の対象数を10%から20%に拡大するとともに、書面監査に加えて教員、旅費受給者、秘書並びに事務担当者に対するヒアリング監査を実施した結果不正使用は無かった。

③従来の抽出方法に加え、獲得件数の多い研究者、獲得金額・獲得件数の多い研究室

また、指摘の対象となった不適切な経理は、評価対象年度である平成23年度以前の経理に対するものであるが、これらの問題に対する指摘は、これが判明した段階で行わざるを得ないことや、そのような不適切な事案が法人としてずっと把握されないままにあったことなどを踏まえ、今回新たに不適切な経理が確認された法人にあっては、不適切な経理が行われた時期や不正防止への取組如何にかかわらず、課題として指摘しているものである。

評価委員会としては、今回課題として指摘した法人に限らず、国立大学法人・大学利用機関法人すべてにおいて、不正使用防止策に不断に取り組み、その実効性を高めていくことを期待するものである。

消耗品や旅費の執行比率が高い研究課題など、多視点からの監査を実施した結果、不正使用は無かった。

④研究員等の出勤状況を確認するため、抜き打ち監査を実施した結果、不正使用と思われる事由は無かった。

4 その他

①大学の債務額を適正に把握するため、取引業者50社を対象に債権額との突合を行った。また、50社のうち30社には本学の債務を示さず業者の把握している債権の明細を記載させる方法（ブラインド方式）で実施した結果、不正使用は無かった。

②内部通報制度を一層有効なものとするため、本制度を周知するポスター等を作成し各部局及び取引業者に配付するとともに大学ホームページにも掲載して、通報者の保護及び通報・相談窓口について周知徹底を図った。